

1. 神奈川県弁護士会とは？

弁護士は、基本的人権の尊重と社会正義の実現のために、あらゆる分野において様々な活動をおこなっています。神奈川県内で活動する弁護士が所属する神奈川県弁護士会は、そんな一人ひとりの弁護士の活動を支える県内唯一の法的団体です。

2. 神奈川県弁護士会事務局はどんな仕事をしているの？

当会事務局は以下の3つの部署に分かれており、それぞれの分野で当会の活動を補助しています。

《業務課》

業務課では、弁護士向けの研修会・勉強会等をはじめ、司法修習生を迎えた際の事務と、学生を対象とした裁判傍聴、出前授業等の手配などを行う法教育の事務を行うとともに、市民を対象とした憲法問題を考える講演会や連続講座、人権擁護活動に関する講演会等を開催し啓発活動を行っています。これらの研修や講演等の行事の企画・広報等の準備段階から当日、行事終了までの一連を担う事務を行っています。

その他、法科大学院の支援や他土業との交流・連携を深めるための協議会、懇談会等を実施していますのでそれに関連する事務、法律事務所向け労働保険事務の委託事業も行っています。

《総務会計課》

総務会計課の仕事は、社内のサービス業！！

総務会計課では、弁護士登録などの業務のほかに、総会や会員集会などの会議体の運営や社内インフラの構築・管理を業務としています。また、市町村の各役職への人材（弁護士）派遣、他県の弁護士会との意見交換、裁判所や検察庁とのイベントの企画、韓国や中国の弁護士会との国際交流、ホームページや駅看板の広報活動など、様々な会の活動を内部から支える、とてもやりがいのある業務を行っています。

《法律相談課》

法律相談課の主な業務は市民向けサービスとして法律相談センター、刑事弁護センター、紛争解決センター、交通事故相談センター、住宅紛争審査会などの運営です。具体的には市民の方々への法律相談案内、各事業の説明や受付、講師や相談担当弁護士の派遣手配業務等になります。一般のお客様と接する機会が多いため、丁寧な言葉遣いや挨拶等が重要になります。

3. 最後に応募される方へのメッセージ

このような業務を通じて、多様な経験と知識を身につけながら成長できることも神奈川県弁護士会で働く魅力だと感じます。皆さんと一緒に働きながら、県民に信頼される、よりよい弁護士会をつくっていきたいと思います。